

○三条地域水道用水供給企業団文書規程

昭和60年 4月22日

訓 令 第 2 号

改正 平成17年 5月 1日 規程第3号

三条地域水道用水供給企業団の文書の取扱いについては、別に定めるもののほか、三条市文書規程（平成17年三条市訓令第7号）の例による。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から実施した。

附 則（平成17年5月1日規程第3号）

この規程は、平成17年5月1日から実施する。